

宮古市では、経済的な理由で、お子様を宮古市立小中学校に就学させることにお困りの保護者の方へ、学用品費など学校にかかる費用の一部を援助しています。ご希望の方は、申請書に必要書類を添付のうえ、お子様が通学する学校へ提出してください。

1 就学援助の対象となる方

申請書は、**通帳の写し**を添付して提出してください（前年度と同じ口座を希望する場合は省略可）。

認 定 要 件		その他添付書類
1	生活保護を受給している方	不要
2	生活保護の停止又は廃止を受けた方	
3	個人の事業税の減免を受けている方	減免通知書等の写し
4	市町村民税の減免を受けている方	
5	固定資産税の減免を受けている方	
6	国民健康保険税の減額を受けている方	
7	国民年金保険料の減免を受けている方	
8	児童扶養手当の全額支給を受けている方 (児童手当ではありません)	・児童扶養手当証書（全部支給）の写し ・ 東日本大震災で住居が半壊以上の場合のみ、 上記の証書と一緒に罹災証明書の写しを添付
9	世帯員全員 に市町村民税が課税されていない方 ※1	・ 東日本大震災で住居が半壊以上の場合のみ、 罹災証明書の写しを添付 ・ 令和7年1月1日現在、宮古市に住民登録がない方は所得課税証明書の写しを添付 →上記に該当しない場合、添付書類は不要です
10	経済的に困窮している方 (世帯員全員 ※1の収入を確認します。生計を別にしている場合は、生計を別にしていることが証明できる書類（公共料金の請求書等の写し）を提出してください。)	・児童扶養手当証書（一部支給）の写し ・年金額通知書の写し（ <u>遺族年金等の非課税扱いの年金のみ</u> ） ・障害者手帳の写し ・教育委員会が求める書類※2 ・ 東日本大震災で住居が半壊以上の場合のみ、 罹災証明書の写しを添付 ・ 令和7年1月1日現在、宮古市に住民登録がない方は所得課税証明書の写しを添付 → <u>上記すべてに該当しない場合、添付書類は不要です</u>
11	申請年度またはその前年度に風水害、火災その他災害により住宅・家財の2分の1以上が滅失（き損）した方	罹災証明書の写し

- ※1 就学援助費受給申請における「世帯員」とは、保護者と同居している16歳以上（学生は除く）の方で、**住民票上は別世帯であっても同一住所で同居している全ての方**を含めます。
- ※2 教育委員会が求める書類とは、家計が急変し、急変後の収入が課税情報に反映される前に緊急に支援の必要がある場合に提出を求めるもので、「離職票」「雇用保険受給者証」「現在の収入がわかる給与明細」等をいいます。
- ※3 児童福祉法に規定する里親として委託されている方で、教育に係る費用が支給されている場合は、就学援助に係る支給内容と重複するため対象となりません。
- ※4 東日本大震災で被災した方で、過去に教育委員会へ罹災証明書を提出している場合でも、再度提出が必要となります。罹災証明書の再発行等は、市役所2階税務課で手続きできます。

2 申請について

お子様の通学している学校から申請書類を受け取り「就学援助費受給申請書兼委任状（兼 家庭状況調査票）・口座振込依頼書」に記入し、必要書類を添付のうえ、お子様の通学している学校へ提出してください。

3 認定について

提出された書類や学校長の意見等をもとに審査します。
審査結果については後日郵送でお知らせします。

4 援助費目及び給付額

下記の一覧表は令和7年度のものです。（給付金額は年度によって変わることがあります。）

費 目		給付額（年間）		備 考
		小学校	中学校	
学用品費等 ※1		18,000 円	38,000 円	学用品費、生徒会費、PTA会費、クラブ活動費
通学用品費 ※2		2,270 円	2,270 円	1年生を除く
新入学児童生徒学用品費 ※2		57,060 円	63,000 円	1年生のみ
校外活動費 ※3	宿泊無	上限 1,600 円	上限 2,310 円	実費（ただし、対象経費は交通費と見学科のみ）
	宿泊有	上限 3,690 円	上限 6,210 円	
修学旅行費 ※3		実費支給（交通費・宿泊料など）		お小遣いやグループ学習経費等は対象から除く
医療費 ※3※4		実費支給（保護者負担分）		対象は、特定疾病のみ
体育実技用具費 ※5	柔道		上限 7,650 円	実費（ただし、中学1年生が体育の授業を受けるために柔道着または剣道の防具を用意した場合のみ）
	剣道		上限 52,900 円	
オンライン学習通信費 ※1		15,000 円	15,000 円	学校が提示するオンライン学習をしたときのみ

- ※1 年度途中の認定の場合、支給は申請月からの月割支給となります。4～6月分が7月下旬に、7～9月分が10月下旬に、10～12月分が1月下旬に、1～3月分が3月下旬に支給されます。
- ※2 4月30日までに申請した方のみ支給の対象となります。入学前に支給されている方には支給はありません。入学前に支給されていない方は、7月下旬に支給予定です。
- ※3 認定日以降に実施／受診（医療券による）されたもののみが対象となります。
- ※4 特定疾病の対象となるのは、虫歯・トラコーマ・結膜炎・白癬・疥癬・膿痂疹・中耳炎・慢性副鼻腔炎、アデノイド、寄生虫病です。
- ※5 学校の斡旋以外で購入した場合は、レシートを学校へ提出することで支給対象となります。

【就学援助についてのお問合せ先】

制度について：宮古市教育委員会事務局 学校教育課 Tel 0193-68-9116
申請について：お子様が通学する学校にお問合せください